平成12年（ネ）第５１４号　診療報酬請求事件
控訴人　　社会保険診療報酬支払基金
被控訴人　外川　正
平成13年12月６日

最終準備書面補充書

仙台高等裁判所第３民事部　御中
控訴人指定代理人
近藤裕之
狩野要祐
星　庄一
控訴人訴訟代理人
患者Ａ貴美恵

　控訴人は、被控訴人の2000年10月9日付け準備書面(以下「被控訴人準備書面」という。)について、以下のとり反論する。

第1　被控訴人準備書面に対する総括的反論

1　被控訴人は、被控訴人準備書面において、後に述べるように、前記保険発11号通知にいう歯周治療用装置とは、1)治療計画書に基づき、2)最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、3)残存歯の保護と咬合の回復のために行う、被覆冠又は床義歯をいうものであることという３要件について、それぞれ独自の解釈をなし、1)については、治療計画に基づいていれば治療計画書に記載されている必要はなく、2)については、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」で足り、3)については、暫間被覆冠も残存歯の保護と咬合の回復という目的を有していることは同様であると主張し、これらを組み合わせた帰結として、最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を目的とした印象採得であっても、その直前に実施される被覆冠等は、歯周治療用装置に当たり得ると主張する。

　しかし、後述するように、このような拡大解釈自体がそれぞれ不合理なものであることは明らかであるうえ、かかる立論は、何故歯周用治療装置について高い点数が定められ、暫間被覆冠について独立の点数が定められていないかという趣旨を没却するものというべきである。

２(1)　既に当審における最終準備書面（同書面第３、１、２）などで主張しているように、本件歯周治療用装置については、昭和60年２月18日付け厚生省告示第15号により、「１．被覆冠(1歯につき)50点、２．床義歯(1装置につき)750点(注　治療計画書に基づく場合に算定する。印象採得、材料等の費用を含むものとする。」との点数が設けられ、また、同日付けで保険発第11号「診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」が発せられ、この歯周治療用装置の点数

算定要件につき、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいうものであること。」と定められたものである。

これに対し、暫間被覆冠は、上記算定告示及び平成６年３月16日付け算定告示にも独立の点数の定めがなく、前記保険発11号通知は、歯冠修復及び欠損補綴の作成に係る一連の診療行為における暫間被覆冠‥‥の費用は、それぞれの所定点数に含まれるものであること。」と定められており、保険発25号通知も同様の定めが設けられている。

(2)　そして、歯周用治療装置について高い点数が定められているのに対し、暫間被覆冠について独立の点数が定められていないのは、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならないのに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的に用いられるものにすぎないからである。

すなわち、最終的な歯冠修復物やその土台(メタルコア等)を作るまでの間、歯を削ったり、型をとったりという処置がなされるが、同処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、感染等のおそれがあり、審美性も損ねる。そのため、最終的な修復物を入れるまでの暫時の間、被覆冠等が用いられるのであり、これが暫間被覆冠である。そうすると、暫間被覆冠は、歯周治療が十分な成果を見て終了した段階で暫時的に用いられるものにすぎず、歯周治療用装置のように長期にわたる歯周治療の最中に、その効果を高める積極的目的で用いられるものではなく、その目的、機能は歯周治療とは無関係なのである。

(3)　このように、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならないのに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされる措置である。

本件における最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を目的とした印象採得をなす場合、その前に歯を削ったり、古い補綴物を除去したりする必要があり、印象採得の後、いわば歯に穴が開いた状態になるから、最終的な修復物を入れ、歯冠修復、欠損補綴をするまでの間、被覆冠等を用いる必要があるのは当然である。しかし、その被覆冠が機能する期間はまさに暫時であり、長期間のものではないから、これをもって歯周治療のための残存歯の保護と咬合の回復を目的とするなどと解することは到底できないのである。

３（１）　以上の観点を踏まえ、本件被覆冠１について検討すると、被控訴人は、精密検査後、患者Ａの右上１番、２番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を続け、１年４か月余り経過した後、ようやく上記古い修復物

を除去したが（したがって、これらの修復物が歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物でなかったことは明らかであり、そもそも同名歯牙につき歯周治療用装置装着の必要が存したとは認められない。）、同名歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠１を装着したのは、既に最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得に着手した日であり、しかも、その後、特段の歯周治療を行うことなく、わずか１週間後には最終的治療であるメタルコアの装着、歯冠形成を行っているのである。

⑵　また、本件被覆冠２も、被控訴人は、患者Ｂの右上４番ないし６番の各歯牙について、精密検査後６か月以上も経てから古い修復物を除去し、右上６番につき歯周治療用装置と称する同被覆冠を装着したが、その後、同歯牙につき特段の歯周治療を行った形跡はなく、２週間後には最終的修復物であるブリッジの印象採得、歯冠形成を行っているのである（この間に行った処置は、わずかにブリツジの印象採得、歯冠形成時に行った消毒のみである。）。そして、右上４番の歯牙についても、古い修復物を除去した際、歯周治療を予定するどころか、早くも次回診療日には最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定し、わずか８日後の次回診療日に、メタルコアの印象採得を行うと同時に歯周治療用装置と称して本件被覆冠３を装着している。そうすると、本件被覆冠２も、歯周初期治療の段階で用いられたものでないことはもとより、既に特段の歯周治療の必要がなくなり専ら最終的治療に入る段階で、最終的治療の一環として用いられたものであることが明らかであって、現に、上記被覆冠装着後、特段の歯周治療がなされた形跡はない。

⑶　さらに、本件被覆冠３についても、もはや歯周治療の必要がなくなり最終的治療であるメタルコアの印象採得時に装着され、特段の歯周治療を行わないまま、その１週間後にはフリッジの印象採得、歯冠形成といった最終的治療を行っているのである。

４　したがって、本件被覆冠１ないし３の措置は、歯周の辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられた積極的治療処置の一環ではなく、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされた措置であったことが明らかであるから、被控訴人の主張はかかる制度趣旨に反するものであり失当というべきである。

第２　被控訴人準備書面に対する個別的反論

１　「治療計画書に基づき」との要件について

⑴　実施予定の療法の治療計画書への明記の必要性

　被控訴人は、算定告示及び保険発25号通知の「治療計画書に基づき」との要件について、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、その記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できる場合には、その要件を満たす旨主張する（被控訴人準備書面の第２、２）。

　しかし、上記算定告示等は「治療計画に基づき」ではなく、「治療計画『書』に基づき」と定めているのであり、歯周治療用装置の装着予定を治療計画「書」に明記した場合に限って、その点数算定を認める趣旨であることが、文理上明らかであ

る。
　被控訴人は、上記算定告示等が「治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていること」とは定めていないことを指摘するが、かかる当然の事理を、殊更注記することの方がむしろ不自然であって、算定告示等があえてそのような規定の仕方をしていないことを理由に、その要件を緩和して解し得るなどというのは、我田引水の主張というほかはない。
　のみならず、本件の患者Ａ、患者Ｂの治療計画書の「除石」、「RCT(根管治療)」、「Cr(ブリッジの装着)」の各記載をもって、「歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できる」と到底いえないことは、控訴人の第５、１、(3)アで述べたとおりである。
　したがって、被控訴人の上記主張は失当である。
(2)　治療計画書の簡略化について
　また、被控訴人は、歯周治療用装置の装着予定が治療計画書に明記されなければならないとされていたのは、その点数が設けられた当初のみであって、本件減点査定がされた当時は、これを緩和する取扱い、運用が行われていた旨主張する（被控訴人準備書面の第２、３）。
　被控訴人が上記主張の根拠とするのは、昭和60年にＰ１型の治療が点数化された後、臨床医の間から、治療計画書の記載が煩雑であるとか、その記載内容が画一的、詳細にすぎるなどの批判が寄せられ、治療計画書の記載内容が次第に簡略化される解釈、運用がなされるに至ったというものである。
　確かに、従来、対症療法的な治療が慣行化していた実情にかんがみると、一部臨床医には、実施予定の療法を逐一治療計画書に記載することを煩雑であると受け取る者がなかったとはいえず、甲第22号証、第27号証中にはこれに沿う記述も存する（もっとも、同名号証によっても、そのような印象を持つ者がP１型の歯周治療を行う臨床医の大勢を占めていたとは認めるに足りない。）。」
　しかし、昭和60年の算定告示等の改正は、国民病たる歯周疾患を克服すべく、それまでの計画性に乏しい対症療法と異なり、歯周治療用装置が適応検査、精密検査の結果に基づき、あらかじめ綿密に立てられた治療計画の中に位置づけられている場合に限って、歯周治療のための「処置」の一環として独立の点数を認め、計画的治療を推進しようとする目的でなされたものである。そして、「治療計画書に基づき」との要件は、上記趣旨を踏まえ、歯周治療用装置の装着予定が、字義どおり「実施予定の療法」として治療計画書に明記されなければならないことを意味し、これは、上記算定告示等の改正当初はもとより本件診療行為がなされた平成５年ないし平成７年当時においても、厚生省保険局の確立した解釈であった(乙第30号証の２、３頁、第31号証の２頁、当審の証人宮武光吉尋問調書３頁、同石井拓男尋問調書２頁)。現に、治療計画書の記載を簡略化してよいとか、歯周治療用装置の装着予定をこれに明記しなくても点数算定が認められるといった厚生省通知等が発出されたことは一切ない(甲第11号証、第26号証中には、治療計画書の形式にとらわれず、カルテなどに大づかみに治療の流れを記入すれば足りる旨の疑義解釈通知が存す

るかのような記述があるが、これは明らかな誤りである(乙第31号証の３頁、当審の証人石井拓男尋問調書２頁ないし４頁)。)。

(3)　したがって、治療計画書の記載方法について一部診療医の間で批判があったからといって、歯周治療用装置を含む「実施予定の療法」の記載を省略してよいなどという解釈が許容される余地はなく、被控訴人の上記主張は明らかに失当である。

2　「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件について

(1)　補綴時診断料の算定時点との関係

ア　被控訴人は、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と解すべきであると主張する(被控訴人準備書面の第３)。　その根拠とするところは、「欠損補綴」を行う際に「補綴時診断料」が算定されるが、保険発25号通知は、補綴時診断料を欠損補綴の着手時点において算定するとしており、補綴物の印象採得の時点が欠損補綴の着手時点と解されるから(甲第19号証)、最終的な補綴物の印象採得に着手する時点までは、「欠損補綴を行うまでの間」に該当する、というにある。

イ　しかしながら、上記保険発25号通知は「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、着手時点において１回に限り算定できるものである。」と定めている（乙第11号証222頁のく歯冠修復及び欠損補綴料）の1(1))が、これは、欠損補綴(歯のないところに「入れ歯」を入れること)を行う場合に、その診断料をどの時点で算定するかを明確化するとともに、算定の回数を限定した趣旨であって、同通知を根拠に、最終的補綴物の印象採得時に至るまでに用いられた被覆冠が当然に歯周治療用装置の算定要件を満たすとはいえず、その算定要件は、既に述べた歯周治療用装置に高い点数を算定することを認めた制度の趣旨、目的に照らして考察されなければならない。

前述したように、本件被覆冠１ないし３の措置は、歯周の辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられた積極的治療処置の一環ではなく、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的になされた措置であったのであるから、前記通知の解釈いかんにかかわらず、本件被覆冠１ないし３の措置が歯周治療用装置に該当することはあり得ず、いずれも暫間被覆冠であることは明らかといわざるを得ないのである。

ウ　したがって、被控訴人の前記主張は失当である。

(2)　被控訴人のその余の主張等について

以上のほか、被控訴人は、メタルコアの装着を歯周治療と併行して行ってよい旨の疑義回答が存することなどを前記主張の根拠として挙げるが（被控訴人準備書面の第３、２）、メタルコアの装着は、歯肉の状態が十分な改善を見るに至った段階で、すなわち、歯周治療が終了した段階でこれを行うことが当然であって、歯肉がいまだ歯周治療用装置を装着して積極的治療を施す必要のある状態のままメタル

コアの装着に着手することがあり得ないことは最終準備書面の第４の２（３）(4)で詳述したとおりである。

以上のことから、被控訴人のいう「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点」に至らなくても、メタルコアの印象採得に着手した時点が最終的治療の着手時点に当たることが明らかであり、また、メタルコアの印象採得等の直前の既に特段の歯周治療を行う必要がなくなった時点も、これに含まれるというべきである（被控訴人の上記主張は、最終的治療段階に入ってから用いられた本件各被覆冠がいかにも歯周治療用装置の算定要件を満たすかのように見せかけるための方便にすぎない。）。

３　「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件について

(1)　被控訴人は、歯周治療用装置も、暫間被覆冠も、「残存歯の保護と咬合の回復」という機能を有している点で差異はないとし、証人石井拓男もこれを認める証言をしている旨主張する（被控訴人準備書面の第４）。

しかし、上記主張は、歯周治療用装置が歯周治療の「処置」として独立の点数算定が認められる一方、暫間被覆冠が上記「処置」に該当せず、「歯冠修復及び欠損補綴の製作に係る一連の診療行為」として、これらの最終的処置の点数に含めて評価されることとされ、その算定上、明確な区別がなされている趣旨を理解しない立論といわざるを得ない。

（２）　歯周治療用装置、暫間被覆冠の機能、目的の差異とそれぞれの点数算定の相違

すなわち、歯周治療用装置の算定要件にいう「残存歯の保護と咬合の回復」とは、歯周治療を行う際に、辺縁不適合物を除去した場合、歯をそのままの状態にしておくと、前後の歯が傾斜したり、かみ合わせが悪くなって、歯周組織に不適切な外力が及び、歯周治療の効果が得られないため、被覆冠を用い、歯周治療の効果を高めることをいい、それ故、上記被覆冠は、歯周治療の「処置」として独立の点数評価がなされるのである。これに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、最終的補綴物又は修復物を入れるまでの短期間、主に歯の審美性保時や感染防止等のために用いられるにすぎず、歯周治療に資するものではあり得ないため、「最終的治療と一連の診療行為」として最終的治療の点数に含めて評価され、歯周治療の「処置」としての独立の点数評価はなされない。

保険発25号通知が、わざわざ「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件を設けたのは、上述のような歯周治療用装置と暫間被覆冠の機能、目的の差異を念頭に置いた趣旨にほかならない。

(3)　暫間被覆冠の機能と歯周治療との関係

そして、暫間被覆冠にも、ごく短期間とはいえ、歯の形態や咬合の維持等に資する機能が全くないとはいえないとしても、それは暫間被覆冠に常に伴うものであり、そうであるからといって暫間被覆冠が歯周用治療としての機能を有するわけではない。そして、暫間被覆冠を装着する時点では、既に歯周治療は完結し、最終的治療に入っているのであるから、これが歯周治療に役立つことはあり得ず（被控訴人

の指摘する当審の証人石井拓男尋問調書12頁の証言箇所は、かかる趣旨と解される。)、上記機能は歯周治療とは無関係の副次的機能にすぎない。しかるに、被控訴人のいうように、かかる副次的機能をもって「残存歯の保護と咬合の回復」に当たると解した場合、歯周治療に役立たない被覆冠に、歯周治療のための「処置」として独立の点数を認めるなどというのは、前記制度趣旨に反するものであり、点数算定における実質的な二重評価に当たるものであって(この点については当審における控訴理由書第３、４、最終準備書面第６で述べたとおりである。)、不合理というべきである。

そして、本件各被覆冠のように、歯周治療が終了した段階で用いられ、およそ歯周治療の効果を高める機能、目的を有しない被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復のため」に用いられたものとは解し得ず、最終的治療と一連の行為たる暫間被覆冠にすぎないことが明らかである。

したがって、被控訴人の上記主張は失当である。

第3　結語

以上の次第であり、被控訴人準備書面の主張は、いずれも理由がないから、原判決を取り消したうえ、本訴請求をいずれも棄却すべきである。